

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第5号**

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

**第1条** 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(障害児入所給付費等の支給の申請) <b>第11条の2</b> 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書の様式は、<u>別に定める様式</u>とする。</p> <p>(障害児入所給付に係る変更の届出) <b>第11条の3</b> 省令第25条の7第7項に規定する届出書の様式は、<u>別に定める様式</u>とする。</p> <p>(入所受給者証の再交付の申請) <b>第11条の4</b> 省令第25条の7第10項に規定する申請書の様式は、<u>別に定める様式</u>とする。</p> <p>(高額障害児入所給付費の支給の申請) <b>第11条の5</b> 省令第25条の17第1項に規定する申請書の様式は、<u>別に定める様式</u>とする。</p> <p>(入退所の報告) <b>第11条の6</b> 施設基準省令第14条第2項(施設基準省令第57条において準用する場合を含む。)の規定による施設受給者証記載事項の報告の様式は、<u>別に定める様式</u>とする。</p> <p>(指定通所支援の事業の再開等の届出) <b>第11条の7</b> 法第21条の5の20第3項の規定による<u>事業の再開又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別に定める様式</u>とする。</p>	<p>(障害児入所給付費等の支給の申請) <b>第11条の2</b> 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書の様式は、<u>別記第14号様式の2</u>とする。</p> <p>(障害児入所給付に係る変更の届出) <b>第11条の3</b> 省令第25条の7第7項に規定する届出書の様式は、<u>別記第14号様式の3</u>とする。</p> <p>(入所受給者証の再交付の申請) <b>第11条の4</b> 省令第25条の7第10項に規定する申請書の様式は、<u>別記第14号様式の4</u>とする。</p> <p>(高額障害児入所給付費の支給の申請) <b>第11条の5</b> 省令第25条の17第1項に規定する申請書の様式は、<u>別記第14号様式の5</u>とする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請) <b>第11条の6</b> 省令第18条の27から第18条の30まで、<u>第18条の34の4、第25条の21及び第25条の21の3に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6</u>とする。</p> <p>(入退所の報告) <b>第11条の7</b> 施設基準省令第14条第2項(施設基準省令第57条において準用する場合を含む。)の規定による施設受給者証記載事項の報告の様式は、<u>別記第14号様式の7</u>とする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出等) <b>第11条の8</b> 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による<u>変更の届出の様式は、別記第14号様式の8</u>とする。</p> <p><u>2 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別記第14号様式の9とする。</u></p>

<p>(指定の辞退)</p> <p><b>第11条の8</b> 法第24条の14の規定による指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届を知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>(指定の辞退)</p> <p><b>第11条の9</b> 法第24条の14の規定による指定の辞退は、別記第14号様式の10による指定辞退届を知事に提出して行わなければならない。</p>
---	---

**第2条** 新潟県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第14号様式の2から別記第14号様式の10までを削る。

(新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

**第3条** 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟県規則第53号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定障害福祉サービスの事業の再開の届出等)</p> <p><b>第2条</b> 法第46条第1項若しくは法第51条の25第1項の規定による<u>事業の再開又は法第46条第2項若しくは法第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、別に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(指定の辞退)</p> <p><b>第3条</b> 法第47条の規定による指定の辞退をしようとする者は、<u>別に定める様式</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>(支給認定の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 省令第35条第1項及び第45条第1項に規定する申請書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第35条第2項第1号に規定する医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p><b>第5条</b> 省令第47条第1項に規定する届出書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の指定の申請)</p> <p><b>第2条</b> <u>省令第34条の7から第34条の9まで、第34条の11から第34条の19まで、第34条の24及び第34条の57に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>(指定の変更の申請)</p> <p><b>第2条の2</b> <u>省令第34条の22及び第34条の25に規定する申請書は、別記第1号様式の2によるものとする。</u></p> <p>(変更の届出等)</p> <p><b>第3条</b> 法第46条第1項若しくは<u>第3項又は法第51条の25第1項の規定による変更の届出は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>2 <u>法第46条第1項若しくは法第51条の25第1項の規定による事業の再開又は法第46条第2項若しくは法第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、別記第3号様式によるものとする。</u></p> <p>(指定の辞退)</p> <p><b>第3条の2</b> 法第47条の規定による指定の辞退をしようとする者は、<u>別記第3号様式の2</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>(支給認定の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 省令第35条第1項及び第45条第1項に規定する申請書は、<u>別記第4号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第35条第2項第1号に規定する医師の診断書は、<u>別記第5号様式</u>によるものとする。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p><b>第5条</b> 省令第47条第1項に規定する届出書は、<u>別記第6号様式</u>によるものとする。</p>

<p>(医療受給者証の再交付の申請)  <b>第6条</b> 省令第48条第1項に規定する申請書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定の申請)  <b>第7条</b> 省令第57条第1項に規定する申請書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)  <b>第8条</b> 法第64条及び省令第63条の規定による届出は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(指定辞退の申出)  <b>第9条</b> 省令第64条の規定による申出は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(事業の開始の届出等)  <b>第10条</b> 法第79条第2項及び第3項の規定による届出は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。  2 法第79条第4項の規定による届出は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p>	<p>(医療受給者証の再交付の申請)  <b>第6条</b> 省令第48条第1項に規定する申請書は、<u>別記第7号様式</u>によるものとする。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定の申請)  <b>第7条</b> 省令第57条第1項に規定する申請書は、<u>別記第8号様式</u>によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)  <b>第8条</b> 法第64条及び省令第63条の規定による届出は、<u>別記第9号様式</u>によるものとする。</p> <p>(指定辞退の申出)  <b>第9条</b> 省令第64条の規定による申出は、<u>別記第10号様式</u>によるものとする。</p> <p>(事業の開始の届出等)  <b>第10条</b> 法第79条第2項及び第3項の規定による届出は、<u>別記第11号様式</u>によるものとする。  2 法第79条第4項の規定による届出は、<u>別記第12号様式</u>によるものとする。</p>
--	---

**第4条** 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第12号様式までを削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。